

月の松 上野清水観音

## 新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。

年の始めに当たり会員や関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。また、皆様からは当協会への特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事やイベントなどが中止や規模縮小、開催方法の変更を余儀なくされました。当協会の理事会・総会も対面での開催を見合わせたところです。昨年秋以降、新型コロナウイルスの新規感染者数が全国的に落ち着き、政府の経済対策も講じられています。世界的にはオミクロン株のまん延や多くの感染者数が報じられている国・地域もありますが、経済活動が順調に回復し、活気ある市民生活が戻る一年になればと願っております。

昨年、農林水産省主催の「植物防疫の在り方に関する検討会」が開催され、現行の植物

防疫の課題や今後の在り方について検討されました。この検討会での議論を踏まえ、今後、新たな制度等が運用される際には、会員の皆様と情報を共有し対応して参りたいと考えております。また、輸出入植物検疫に関する情報、特に臭化メチル等のくん蒸剤の動向や植物検疫証明書の添付に関する情報等については、本年も皆様に迅速にお知らせしたいと思います。

農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「令和3年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を受託し、相談窓口となる地域協会と連携し事業を推進して参りました。本年3月までの事業期間ですが、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

## 病害虫の侵入リスクの高まりについて

横浜植物防疫所リスク分析部長 東 正彦

本通報読者の皆様には日ごろから植物検疫の推進にご理解・協力をいただいております。このたび本通報への投稿の機会をいただいたので、これを機に表題のことについて読者各位の一層のご理解を賜りたいと思う。

さて、植物検疫の拠り所である植物防疫法の第4章には「緊急防除」の規定があり、病害虫が侵入し農産物等に重大な損害を与えるおそれがある場合などにはこの緊急防除が発動され、作付け禁止や移動制限、廃棄など駆除・まん延防止に必要な措置が実施されることとなっている。植物防疫所はこれを発動させないよう日ごろから病害虫の侵入・まん延防止に鋭意努力をしているところであるが、残念ながら、植物防疫法が公布された1950年代以降、必要に応じて緊急防除が発動されてきている。最近の例では、2015年に奄美大島で発生したミカンコミバエ種群に対して発動

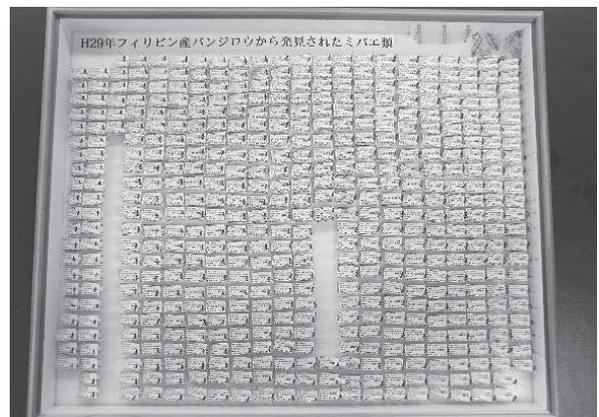


ミカンコミバエ成虫

された例があり、これは翌年には無事に終息したが、このとき私はちょうど門司植物防疫所国内検疫担当に籍を置き、終息に至るまでのその大変さというのを直接に肌で感じ、緊急防除に陥らないための初動対応の重要性を身に染みて実感させられたところである。続いて、同じく2015年に北海道で発生したジャガイモシロシストセンチュウ、また2017年に長野県で発生したテンサイシストセンチュウに対して立て続けに緊急防除が発動され、これらについては関係者一丸となった懸命な

防除をまだ続けているところである。ここで、国内で新規に発生した病害虫を対象とした緊急防除のこれまでの発動状況を見てみると、1956年の初発動を皮切りに1950年代から2000年代の60年間における発動回数は4回であるのに対し、2010年以降のこの10年間だけでももう4回発動されているという状況である。私自身、植物防疫所に身を置きながらうすうすと感じてきていたことであるが、植物検疫を推進しつつも緊急防除発動の頻度はやはりここ最近で急に増加してきていると言わざるを得ない。

また、最近の動きとして、海外においては、サバクトビバッタが大群で大陸間を越境し、アフリカ、中近東、南アジア等の農業生産に影響を与えたり、ブドウやカンキツ、オリーブなどを枯死させるピアス氏病（病原細菌：*Xylella fastidiosa*）がこれまでの北・南米のほかに欧州で流行したり、国内では、ツマジロクサヨトウ（ガの1種）が新たに飛来してきたり、ミカンコミバエ種群の飛来範囲が九州本土へ拡大したりするなど、このような病害虫の侵入・まん延に係る不穏な動きについて最近話題に事欠かないところである。さらに、いわゆる「コロナ」によって一時的に状況が変わってきているものの、訪日外国人の増加に伴い輸入携行品として持ち込まれる禁止品が増える傾向にある。中には、フィリピンから持ち込まれたグアバ5果を調査したところ505頭ものミカンコミバエ種群が羽化



グアバ5果から羽化したミバエの標本

した例もあり、たかがおみやげと言うなかれ、これらが見送られて国内の寄主植物に至ったらと思うとゾッとするような状況なのである。

一方で、我々はこれまで植物防疫法の下で植物検疫の対象をあくまで「植物」（容器包装を含む。）としてきているところであるが、国際的には中古農業機械やコンテナなど植物以外の物品が、病害虫まん延のリスクの観点から高い注目を浴びてきている。すでに中古農機については国際基準が策定されるとともに、これら物品を対象に植物検疫上の規制を始める国も出始めてきており、我々もこれまでのように植物だけをというわけにはいなくなってきたこともよく認識しておく必要がある。



中古農業機械の例

以上述べた状況の背景としては気候の変動や人・モノの国際移動の増加といったことが挙げられているが、病害虫の侵入リスクは近年になってますます高まってきているということには間違いなく、そのような認識の下で今後対応していくべきであることに異論はないであろう。

こういった中、先般、農林水産本省において、有識者からなる「植物防疫の在り方検討会」が開催され、去る6月には「中間論点整理」が示された。そこでは、病害虫の侵入リスクの高まりを踏まえた今後の輸入検疫の対応方向として、輸入携行品や植物以外の物品等に対する検査の実効性向上とともに、情報収集等の強化と緊急的な水際強化の仕組みの整備といったことが挙げられている。

これらのことを踏まえ、植物防疫所は今後より強い緊張感を持って植物検疫の推進に努めていく必要があると受け止めている。読者諸氏におかれても植物検疫への益々のご理解・協力をいただくよう改めてお願い申し上げる次第である。

なお、上で述べた病害虫はいずれも重要なものであるが、個々の詳細については紙面の都合で割愛した。農林水産省又は植物防疫所のウェブサイトで紹介をしているので、ご関心に応じ参照いただきたい。

## 輸出用木材こん包材検討委員会の開催と消毒証明マニュアル（改訂版）の発行

平成28年に本マニュアルの改訂版が発行された以降、国際基準（ISPM15）が改正されるとともに、関係規則（局長通知）も改正されていることから、本書の改訂が求められていました。このため、令和3年11月11日（木）都内会議室において標記委員会が開催され、会長からの諮問事項「輸出用木材こん包材の消毒証明マニュアルの改正案」について討論

が行われ、答申案がまとめられました。

新たな改訂版は、令和4年1月に発行を予定しています。

なお、国際基準では、誘電加熱処理及びフッ化スルフリルくん蒸の消毒方法も採用されていますが、本書では当該方法が現場で利用されていない現状にあることから、それらの解説を割愛しています。

## ベトナム産マンゴウ生果実の日本向け輸出の停止について

令和3年11月、条件付き輸入解禁品目であるベトナム産カッチュー種マンゴウ生果実の輸入検査においてカッチュー種と異なる生果

実が発見されました。このため、農林水産省担当部局が検査証明書を発給したベトナム植物検疫機関に確認したところ、カッチュー種

でないとの見解が示されたことから、当局により同機関に対し12月3日以降、マンゴウ生果実に対する検査証明書発給の一時停止が要

請されました。今後、原因究明とその結果を踏まえた改善措置が検討されることとなります。

### 令和3年度植物検疫全国研修について

本年度の全国研修は次の日程で行う予定としています。なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催方法を変更することもあります。

日時：令和4年2月2日（水）13時～17時

場所：神田駅前ビジネスセンター カンファレンスルーム5C  
（千代田区神田鍛冶町2-2-1）

- ① 諸外国における米麦の積地検査（仮題）  
海外貨物検査株式会社（OMIC）食料部 岡本英利 氏
- ② 輸出用木材こん包材の熱処理技術の理論と実際（仮題）  
農林水産省横浜植物防疫所調査研究部 担当官（未定）
- ③ 侵入警戒調査における重要病害虫発見時の対応事例（仮題）  
沖縄県植物防疫協会 安田慶次 氏
- ④ 植物検疫を巡る最近の状況について（仮題）  
農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐 皿海宏樹 氏

### 事務局だより（今後の予定）

令和4年2月2日（水）	令和3年度植物検疫全国研修
令和4年2月（日程未定）	第12回業務企画委員会
令和4年3月16日（水）午後	第30回理事会（アートホテル日暮里ラングウッド）
令和4年5月中旬	第31回理事会（書面決議）
令和4年6月15日（水）午後	第32回理事会・第11回定時社員総会 （アートホテル日暮里ラングウッド）

### 編集後記

明けましておめでとうございます。

表紙写真の「月の松」は上野公園内の清水観音堂の舞台前にあります。丸く仕立てた松の向こうに見えるのは上野不忍池弁天堂で、江戸時代の浮世絵師「歌川広重」も江戸百景に描いている（右絵）名所です。

当時の松は明治初期の台風により消失し、現在のものは平成24年に3年の歳月をかけ150年ぶりに復元された2代目です。近年、大型台風等の自然災害が多いですが、いつまでも私たちを楽しませて欲しいものです。

（右絵の出典先：パブリックドメイン美術館）

